



平成24事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）
第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の平成24事業年度財務諸表及び決算報告書について監査を行いました。

通則法第38条第2項に規定する監事の意見は以下の通りです。

1. 通則法第39条の規定による会計監査人である有限責任あずさ監査法人による監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2. 通則法第38条第1項に規定する財務諸表については、法令及び諸規程に従い、法人の財政状態、運営状況等財務運営に関する情報を適正に表示しているものと認めます。
3. 通則法第38条第2項に規定する決算報告書については、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認めます。

25農畜機第1190号

平成25年6月11日

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 柳澤茂

監事 渡部裕

